

婦人關係資料シリーズ

國際資料 No. 18

世界の婦人たち

フィンランド

フランス

1952年8月

労働省婦人少年局

は し が き

世界のいろいろな国で、婦人たちはどのような生活をしているか、どういう問題が起つていゝか、ということに関心をもたれるかたがたのために、婦人少年局では、国際資料「世界の婦人たち」を刊行して、新しい情報をお伝えしたいと思います。

今回はフィンランド、及びフランスの婦人の地位に関する小文を翻訳してお贈りします。

1952年8月

労務省婦人少年局

意を得て、妊娠中絶してもよいということになっています。この「著しい危険」の判定には困窮した生活状態や、その他の健康に影響を及ぼすような境遇も考慮に入れられなければなりません。このようにフィンランドの法律は、妊娠中絶の重要な動機として社会的な理由を単独にとりあげるといふわけにはいきませんが、これを考慮に入れることが出来るようになっているのであります。

教会だけを例外として、婦人はあらゆる公職に就くことを認められ、法的にも経済的にも男子と同等の立場に立っています。といつて現実には少しも原則通りに行っていないということは又別の問題です。

— エリン・フォン・クレーマー —

(国際婦人ニュース — *International Women's News* — (1952年2月号より))

II. フランスの婦人の地位

1. 婦人の政治上の権利

フランスでは男女同権は一九四六年に採択された、フランスの新憲法の前文「あらゆる^方面に於いて、憲法は、婦人に、男子と同等の権利を保証する」という言葉で公式に認められました。

この新憲法の制定以前、1944年4月の政令によつて、フランス婦人は、男子と同等の選挙権を、すべての公選機関の選挙について与えられました。この政令によつて翌1945年、地方自治団体の選挙に際して、フランス婦人は始めて選挙権を行使したのです。そしてその10月にフランス史上初めての婦人議員が議政堂に現れたわけです。

政治上の男女同権の獲得は、全く60年に及ぶ斗争の賜物なのであります。即ち第二次世界大戦以前には男女同権の原則は、殆んど認められておらず、特に一部上院議員は男女同権を認める法律の通過に反対し続けていました。政治上の男女同権を法的に認めさせる

爲に、フランスの婦人は非常な熱心さで、その実現に努めて居りました。フランスの正史を通じて婦人は相当な役割を演じ、時には法律で認められている限度以上の力を発揮しました。今迄でも家庭及び社会上、婦人の占めていた特有の地位によつて、過去において何時の時代にもフランスの婦人は、政治、社会、経済のあらゆる面でオーガニクの役割を果たして来ております。

それで、参政権が与えられた時、フランスの婦人は直ちに男子と同様これを行使することが出来ました。しかしであるからといって選挙に対しての政治教育の必要はないという事にはなりません。フランスの現行の選挙制度では複雑な連記投票になつていまして、政治教育は男女の別なく、行われなければならないのです。

現在大小の市、町、村の行政機関である参事会には、多数の婦人が選ばれて居り、市長、町長、或いは村長の職に就く婦人も相当の数に上つております。

又国会の、両院に現在選出されている婦人の割合は約5.5%で、世界で七番目、アメリカやイギリスより上位にあります。併し婦人団体はフランスの婦人の地位を確保するために、たゆみない努力を続けなければなりません。現行の大選挙制では、候補者は、選挙母体である政党で選ばれた後でなければ、選挙戦に参加することが出来ないからです。昨年の国会議員選挙の時、婦人国民評議会委員は多数の有能な婦人を候補者名簿にのせるように各政党の党首に要請しました。又評議会では、婦人候補者に呼びかけて、棄権をせぬ様にして婦人問題を扱うのは男子よりも適している婦人候補者を選ぶように訴えました。

各種の婦人団体は協力して投票義務制にする法案を議会に提出して居り、固もなく審議される事と想います。

改選前、1947年に、ボアソン・シメビュイ女史が公衆衛生、家庭大臣になり、顕著な業績を残しました。女史は現在、国民議会即ち下院の二副議長^{10/18}の一人であります。又上院でも四人の副議長団の中二人は女子議員ですが、その一人は、国連婦人の地位委員会

長のルフォーシェ夫人です。

国会内でも参政权獲得当初から、婦人議員は相当の地位を占めております。どの委員会にも婦人議員が参加し、保健衛生、教育は云々までもなく、経済問題や国防問題についての委員会にも、婦人委員が参加してテキパキと働いております。男子議員との差別待遇は全くなく、報告起草の場合も男女の別なく適任と認められる議員、あるいは一党を代表するに足る議員を指名して、これを行わせております。

2. 婦人の社会的権利

新憲法に定められている男女同権の原則は、社会生活の各方面に適用されています。

同一労働に対する同一賃金はあらゆる職業に実施されています。

大部以前から、フランス婦人は、医学、弁護士、教師、薬学等各方面に進出していましたが、裁判官の職に進出したのは1946年以後の事です。それ以来すでに100人以上の婦人が裁判官になっております。そしてこの中の1人は、最高裁判所評定官となっております。

フランスでは未だ婦人の大衆や知事は出ておりません。このような官職に婦人が就くために努力する時間の余裕がないのも、これらの職につく婦人のない原因の一つでしょう。フランスにおいても、他国と同様、政界、実業界、その他のどの職業においても、男子と伍して第一級の地位を得るには、婦人は非常な才能を持つておられはなりません。

教育の機会には男女殆んど均等です。女子の入学を許さぬ単科系の学校以外は、教育の門戸は男女同様に開かれています。

1947年の調査によれば就学者数は次の通りでした。

小学校	男	2,536,000人
	女	2,156,000人

中学校	男	351,258人
	女	332,649人
専門学校	男	87,449人
	女	41,571人

公務員試験は男女共に受けることが出来、44,736.66人の公務員中、女子は10,240.1人であり、このうち6,200.0人は上級職におります。

3. 婦人の民法上の権利

民法上又は家庭婦人としての婦人の権利は、1940年以来はさほどの変化はありませんでした。

夫は家長で、裁判所が不適格を宣告しない以上、子供に対して親権を行えます。

夫は結婚の時の約束で定められていない以上、住居の選択、家庭の財産処分が出来ます。しかし妻が、夫と別に職業をもっている時にはその仕事の報酬は自由に処分出来ます。

財産を分割し夫婦にそれぞれ正しく分与する様に婚姻法を改正する事も、又「父の権利」についての法律改正もまもなく行われましよう。

民法の分野では、多くの場合、慣習が法規に先行して居ります。一例をあげれば、家族手当は、法的には、夫に帰属するものですが実際、国庫から直接、家族手当が、妻の手に支払われております。昔からの、家庭内の母の権利が尊重されているわけです。

4. 都会と農村との生活程度の相異

フランスでは都会と農村との生活程度には根本的な相異はありません。

勤務時間や給与ベース等に関しては、都会にも地方にも同一の法律が適用されています。農村労働者は都会の就労工より高い最低賃

金を受けており、この最低賃金は、生活費の効用率を考へて計算されています。農民は畜を持ったり、家畜が飼えるので、都会の労働者よりめぐまれています。

健康保険、家族手当、退職者年金などの社会保障は、あらゆる労働者に平等に与えられて居ります。

教育に就いても、法律的に、都会も農村も平等に扱われています。又最近施行された母子保護法の適用を、都会も、農村と同様に受けて居ります。

併し農村と都会とは固有の相違があります。例えば農村では人口は稀薄であり、生活必需品を買う所から離れていることなどです。併し、給料でまかなうことの出来る生活費は、農民と都会の労働者はほぼ同様です。

次に労働者の住宅問題ですが、フランスではこれは目下重大問題となっております。二つの世界大戦があり、また第一次世界大戦の始つた1914年以來の住宅政策が拙劣であつた爲、改善の努力は行われて居りますが、都会も農村もこの問題では行き悩んでいます。

併し、農民は古い不便な家に住んでいますが、家が広いので、都会の労働者よりも楽に暮しています。又、フランスの多くの農村には電気と上水道の設備が行き渡つています。

5. 社会保障制度

フランスの社会保障制度による手当についてみると、世界で類例のない程高額の諸手当が給料の高に依じて支払われています。それは健康保険、妊婦手当、出産手当、家族手当、等で、時に第二次大戦後は国民の大部分の肉体的、精神的状態の改善に大きな努力が払われています。

社会悪の矯正や防止の爲の方策の完成のために、フランス婦人は積極的に動いてをります。前述の様な社会法を実施するために、社会福祉を司さる各官庁に働く婦人の数は、どんどん増えてをります。このような傾向はフランスばかりでなく、世界各国でも見られ

る所です。この分野で、婦人の社会的役割はますます重要になつています。自分の国の人々の生活を向上させるために、婦人達は能率的に仕事をし、もつと良い世界の平和のためのしつかりした土台を作る努力をしているのです。

婦人少年局よりの問合せに対する
フランス婦人国民評議会会長
ビシヨン・ランドリ夫人の回答